

もとす広域連合広域計画
【第5期】

令和3年2月

もとす広域連合広域計画【第5期】

目 次

第1部 計画の基本的事項

1	広域計画の役割	1
2	もとす広域連合広域計画（第5期）作成の趣旨	1
3	もとす広域連合広域計画（第5期）の期間及び改定	1
4	もとす広域連合広域計画（第5期）の推進方針	1
5	広域連合の設立と組織変更の経緯	2
6	もとす広域連合及び組織市町が処理する事務	3

第2部 個別事務に関する計画

1	介護保険事業	6
2	老人福祉施設 大和園	13
(1)	養護老人ホーム	14
(2)	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	16
(3)	老人短期入所施設（ショートステイ）	19
(4)	老人デイサービスセンター（通所介護）	20
(5)	老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	23
(6)	居宅介護支援事業所	24
3	療育医療施設	26
(1)	幼児療育センター	26
(2)	休日急患診療所	29
4	衛生施設（し尿処理施設）	32
5	分収林	35
6	障害支援区分認定審査判定業務等	37
7	その他の広域行政	39
8	公平委員会	41

〈資料〉

- ・もとす広域連合組織体制

第 1 部 計画の基本的事項

1 広域計画の役割

広域計画は、広域的な政策や行政需要に的確に対応していくことを目的として設立された広域連合が、これを組織する地方公共団体やその住民に対して、事務処理に当たっての目標等を明確にし、広域的調整を図りながら広域行政を適切かつ円滑に行うために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 7 の規定により作成を義務付けられているものです。

もとす広域連合広域計画は、岐阜県並びにもとす広域連合を組織する瑞穂市、本巣市及び北方町（以下「組織市町」という。）の総合計画、老人福祉計画、その他の法律による諸計画との調和を保ちつつ、広域的な調整を図りながら、もとす広域連合及び組織市町が処理する事務を総合的かつ計画的に執行するための指針となるものです。

2 もとす広域連合広域計画（第 5 期）作成の趣旨

「もとす広域連合広域計画（第 4 期）」（計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度）が、令和 2 年度で終了することに伴い、第 4 期計画の見直しも含め、引き続いて次期 5 か年の広域計画を策定するものです。

この計画では、上記 1 の広域計画の役割を踏まえ、組織市町及びその住民に対して、もとす広域連合が行ってきたこれまでの事務の経緯、現状及び課題を説明するとともに、地域の実態や特性を考慮した上で、中期的な視点に立った今後の取り組み方向（あるべき姿）及びそのための具体的な施策（対応）を示します。

3 もとす広域連合広域計画（第 5 期）の期間及び改定

この計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

ただし、社会・経済情勢の変動や制度の改正などに対応したり、他の関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

4 もとす広域連合広域計画（第 5 期）の推進方針

- 組織市町における関連施策との十分な連携を図ります。
- 組織市町の間における住民サービスや住民負担の均衡が保てるように配慮します。
- 事務の実施状況を随時点検・評価し、必要に応じて適切に取り組みます。

5 広域連合の設立と組織変更の経緯

(1) 広域連合の設立

ア 本巢郡広域連合介護保険準備室の設置 [平成10年10月1日]

一層の少子・高齢化が進む中、関係町村（当時の北方町、本巢町、穂積町、巢南町、真正町、糸貫町及び根尾村の旧本巢郡7町村をいう。以下同じ。）単独での介護保険事務の実施には、人的・財政的な面での対応が困難であるとともに、効率的な運用の観点からも基盤整備やサービス提供を図る上で総合的な事務の広域化が適切とされ、平成10年10月1日、当時の本巢県事務所内（岐阜県本巢郡穂積町牛牧395番地）に関係町村が共同で『本巢郡広域連合介護保険準備室』を設置しました。

イ もとす介護保険広域連合の設立 [平成11年6月1日]

関係町村が協議により、介護保険事業を実施する組織として広域連合を選択し、平成11年6月1日に『もとす介護保険広域連合』を設立しました。

《広域的組織により介護保険事業を展開することの効果》

- ① もとす介護保険認定審査会の委員に的確な人材が確保でき、「公平・公正・透明・的確・迅速」な認定審査が可能となり、また関係町村間の認定水準の平準化を図ることができます。
- ② 関係町村間における介護サービス基盤や体制の違いを広域的な連携で相互に補完することにより、要介護者等の選択の幅が広がり、適切かつ円滑な介護サービスの利用が可能となります。
- ③ 福祉・保健・医療など幅広い連携のもとでの介護保険事務等の実施にあたって、情報ネットワーク化（介護保険システム等）を進めることで統一した事務処理が可能となり、業務の効率化を図ることができます。

《広域的組織として広域連合を選択した理由》

介護保険事業は、保険料を賦課徴収し、福祉・医療・保健の領域において、総合的かつ計画的に高齢者に介護サービス等を給付する事業であることから、単に一部の事務を共同処理する一部事務組合よりも、より政策的で、弾力的・機動的な広域行政機構としての広域連合の方が適切であると判断しました。

ウ もとす介護保険広域連合事務所の移転 [平成12年10月1日]

平成12年3月31日、当時の本巢県事務所が岐阜地域振興局に統合され、事務所が閉鎖されたことにより、もとす介護保険広域連合の事務所を同年10月1日に岐阜県本巢郡真正町宗慶365番地に開設された、もとす合同庁舎に移転しました。

(2) 広域連合の組織変更

ア もとす広域連合と改称 [平成13年4月1日]

関係町村が設立した4つの一部事務組合（本巢老人福祉施設事務組合、本巢福祉医療施設事務組合、本巢衛生施設利用組合、本巢郡町村造林組合）は、協議により平成13年3月31日に解散し、同年4月1日にその財産及び事務を広域連合が承継することとし、さらに広

域行政の推進を図るため、『もとす介護保険広域連合』を発展的に改組して『もとす広域連合』が発足しました。

《一部事務組合の事務を承継した理由》

- ① 広域連合は、地方自治法の定めにより、国や県から権限や事務の委任を受けることができ、また、地域の将来を見据えた広域計画を作成することができるなど、一部事務組合にはない新たな権能があり、より充実した行政サービスが実施できます。
- ② 広域連合には、住民の直接請求権が認められるなど、一部事務組合よりも民主的な統制が可能となる仕組みがあり、より住民に開かれた行政運営ができます。

イ 穂積町及び巢南町の脱退と瑞穂市の加入 [平成15年5月1日]
廃置分合により穂積町及び巢南町が廃止されたことに伴い、両町がもとす広域連合から脱退し、両町が廃止された区域をもって設置された瑞穂市が新たに加入しました。これにより、もとす広域連合を組織する地方公共団体の数が、6町1村の7団体から1市4町1村の6団体となりました。

ウ 本巢町、真正町、糸貫町及び根尾村の脱退と本巢市の加入 [平成16年2月1日]
廃置分合により本巢町、真正町、糸貫町及び根尾村が廃止されたことに伴い、これらの町村がもとす広域連合から脱退し、これら町村が廃止された区域をもって設置された本巢市が新たに加入しました。これにより、もとす広域連合を組織する地方公共団体の数が、1市4町1村の6団体から2市1町の3団体となりました。また、もとす広域連合の所在地は岐阜県本巢市宗慶365番地となりました。

(3) 本庁機能の移転

本巢市役所真正分庁舎内に移転 [平成29年9月19日]

平成12年10月1日より、もとす広域連合の本庁舎として使用してきたもとす合同庁舎は、昭和39年8月に建設された建物であり、老朽化が激しく、耐震性の問題がありました。

また、業務の増加に伴い職員数も増加したため、執務を行うスペースも不足していました。

これらの問題を解決するため、組織市町とも協議を重ね、調査・検討を行った結果、本巢市役所真正分庁舎（岐阜県本巢市下真桑1000番地）が、耐震基準を満たし十分な執務スペースが確保できる施設として本庁機能を設置するにふさわしい場所と決定し、平成29年9月19日に同分庁舎内へ移転しました。

6 もとす広域連合及び組織市町が処理する事務

※(2)から(6)までの事務は一部事務組合から承継した事務です。

(1) 介護保険に関する事務

もとす広域連合は、保険者として、組織市町と連携しながら、住民の個人情報の権利利益の保護に努め、被保険者資格の得喪・異動の管理、介護保険料の賦課徴収・納付管理、介護

認定審査をはじめとする介護保険事務全般を処理します。組織市町においては、地域の実情に精通していることを踏まえ、被保険者に係る要介護認定等のための調査、介護保険料の滞納整理、住民情報の提供などの事務を行います。

また、平成21年4月のもとす広域連合規約の変更に伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料に係る個人情報の取扱いに関する事務を行います。

（2）養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、老人介護支援センター及び居宅介護支援事業所の設置、管理及び運営に関する事務

もとす広域連合は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、老人介護支援センター及び居宅介護支援事業所の機能をもった老人福祉施設『大和園』の設置、管理及び運営を行い、介護保険制度等に基づく高齢者福祉サービスの提供を行います。組織市町は、住民の当該施設の利用にあたって、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）等の各種法令に定められた事務を行います。

（3）幼児療育センターの設置、管理及び運営に関する事務

もとす広域連合は、『幼児療育センター』において、発達支援の必要な子どもに対して、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童発達支援事業及び障害児相談支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく特定相談支援事業の事務を行います。また、組織市町は、子どもの保護者からの申請を受け、通所給付費支給の可否の決定や通所給付費の支払いなどを行います。

（4）休日急患診療所の設置、管理及び運営に関する事務

もとす広域連合は、『休日急患診療所』において、関係機関の協力を得ながら地域の初期救急医療サービスの提供を行います。

（5）し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務

もとす広域連合は、し尿処理施設を設け、組織市町の浄化槽・農業集落排水処理施設・コミュニティ・プラントに係る汚泥及びし尿を処理し、これらの搬入に係る事務を処理します。

（6）分収林の管理及び運営に関する事務

もとす広域連合は、地上権者として、山林の所有者及び関係機関と連携しながら分収林の管理及び運営を行います。

(7) 障害支援区分認定審査判定業務等に関する事務

もとす広域連合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定められた組織市町の事務のうち、障害支援区分認定のための審査会の設置及び運営を行い、審査判定業務を処理します。組織市町は、障害者自立支援制度における実施主体として、障がい者による具体的なサービスの利用に向けて、障害支援区分認定や介護給付費の支給決定、支払い等の上記以外の様々な事務を処理します。

(8) 広域行政の推進に関する事務

もとす広域連合は、上記の（1）から（7）以外で広域的に処理することが効果的、効率的と考えられる事務について、組織市町と協議・連携しつつ推進します。また、組織市町の広域的な取組みを支援します。

(9) 公平委員会に関する事務

もとす広域連合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、公平委員会を設置するとともに、組織市町は、公平委員会を共同設置の上、もとす広域連合において事務を処理します。

第2部 個別事務に関する計画

1 介護保険事業

目的・使命等

高齢化の進行とともに、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、介護、機能訓練及び看護並びに療養上の管理その他の医療を要する者等について、自立した日常生活を営むことができるよう必要な給付を行うため、介護保険制度が設けられています。介護保険では自助を基本としながら相互扶助によって賄う、負担と給付（サービス）の関係が明確な社会保険方式が採用されています。

高齢者数の増加とともに、要介護者が増大し続ける中で、今後も介護ニーズや福祉ニーズが増大していくものと予想されます。

もとす広域連合としては、要介護状態にある方が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、住み慣れた環境の中で自分らしく暮らせるように、第1期介護保険事業計画から一貫して掲げてきた基本理念“いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして”を第8期介護保険事業計画においても掲げ、制度の維持と介護サービスの円滑な提供に努めています。さらに、自立している高齢者のうち要支援・要介護状態になるおそれのある方が要支援・要介護状態にならないように、あるいは、軽度の要介護者（要支援者）に対してその状態を軽減又は、悪化しないようにするために、次の4点に留意しながら取り組みを行うこととしています。

(1) 地域包括ケア体制の充実

住み慣れた地域で介護が必要となってもケアされる環境の実現

(2) 介護サービスと介護予防の充実

サービスの充実を図るとともに、自立的な生活を送ることを目的として地域や家庭における役割づくり等を含めた介護予防への取り組み など

(3) 介護保険サービスを安心して利用できる環境づくり

適切な情報提供や制度の周知 など

(4) 介護保険制度の適正運用と維持

介護給付適正化のための認定調査状況のチェックや介護支援専門員が作成するケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査、国民健康保険団体連合会が行う介護保険請求に係る点検等、受給者に対する介護給付費の通知 など

これまでの経緯・実績

- ・平成 9年12月：介護保険法制定
- ・平成11年 6月：もとす介護保険広域連合を設立し、介護保険事業の準備事務を開始

- ・平成11年10月：介護認定事務を開始（介護認定審査会開始）
- ・平成12年 3月：第1期介護保険事業計画策定
- ・平成12年 4月：介護保険給付事務等を開始（介護保険法施行）
- ・平成12年 9月：介護相談員設置
- ・平成12年10月：介護サービス等調査委員会設置
- ・平成15年 3月：第2期介護保険事業計画策定
- ・平成15年 4月：介護保険事業計画評価委員会設置
- ・平成16年 4月：介護サービスモニター設置（平成26年度まで）
- ・平成17年 4月：ケアプランチェック体制の整備
介護認定審査会の拡充
- ・平成17年 6月：改正介護保険法（大幅改正）制定
- ・平成17年 9月：地域包括支援センター運営協議会設置
- ・平成17年10月：改正介護保険法一部施行（施設給付の見直しに伴う居住費・滞在費及び食費の自己負担化等）
- ・平成18年 3月：第3期介護保険事業計画策定
- ・平成18年 4月：改正介護保険法施行（介護予防重視型システムへの移行等）
- ・平成18年 4月：地域密着型サービス運営委員会設置
- ・平成21年 2月：第4期介護保険事業計画策定
- ・平成21年 4月：介護報酬改定（処遇改善・人材確保）、要介護認定制度の見直し
- ・平成21年 5月：改正介護保険法施行（業務管理の体制整備・サービス確保対策等）
- ・平成24年 3月：第5期介護保険事業計画策定
- ・平成24年 9月：住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任制度開始
- ・平成26年 4月：介護報酬改定（消費税分）
- ・平成26年 6月：地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律制定（介護保険法大幅改正）
- ・平成27年 3月：第6期介護保険事業計画策定
- ・平成27年 4月：改正介護保険法施行（地域包括ケアシステム、特別養護老人ホーム入所要介護3以上等）、介護報酬改定（大幅マイナス改定）
- ・平成27年 8月：改正介護保険法施行（負担割証、補足給付認定要件変更など）
- ・平成28年 3月：新しい介護予防・日常生活支援総合事業移行
- ・平成28年 4月：小規模通所介護事業所指定権限の移譲
- ・平成30年 3月：第7期介護保険事業計画策定
- ・平成30年 3月：認知症施策・医療介護の連携等開始
- ・平成30年 4月：居宅介護支援事業所の指定権限の移譲
- ・平成30年 4月：改正介護保険法施行（介護報酬の改定、要介護認定制度の見直し等）

- ・平成30年 8月：自己負担額の3割負担の導入
- ・平成31年 4月：低所得者層の介護保険料の負担軽減強化
- ・令和元年10月：介護報酬改定（消費税分）
- ・令和3年 3月：第8期介護保険事業計画策定

現状（評価）と課題

もとす広域連合管内における介護保険制度の最近の運営状況は次のとおりです。

○介護保険事業運営状況

年 度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
管内人口[年度末] (人)	106,871	107,064	107,169	107,381	107,449
内65歳以上人口 (人)	24,400	25,098	25,600	26,094	26,451
高齢化率 (%)	22.8	23.4	23.9	24.3	24.6
認定者数[年度末] (人)	3,534	3,565	3,690	3,807	3,894
サービス利用者数※1 (人)	40,811	41,332	42,355	43,739	44,422
介護給付費※2 (千円)	6,025,032	6,107,639	6,304,137	6,426,765	6,617,956

※1 介護事業状況報告（年報）より掲載

※2 決算書より掲載

管内においても高齢化に伴い、高齢者人口の増加、要介護認定者の増加が介護保険サービス給付費の増加へとつながっており、財政の圧迫・保険料の増加を招いています。

今後も高齢化が進む中で、ますます高齢者人口は増加し、介護を必要とする人も急激に増えることが見込まれます。また、認知症患者においては全国的に見て2020年に約631万人、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、約730万人になると推測され、軽度や潜在的な人を含めると4人に1人が認知症という状況になるといわれています。

そのほか、核家族化・少子化の影響も受け、単独世帯や高齢者のみの世帯の増加も見込まれる中で、2040年には現役世代が急激に減少することも予測されており、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることで今後のサービスの給付の増加を抑えていくとともに、介護保険制度を安定的に持続していくことが必要となっています。

第6期介護保険事業計画及び第7期介護保険事業計画では、その対策として、「地域包括ケアシステム（※1）」の構築に取り組んでまいりましたが、組織市町において地域性や社会資源などが異なることから取り組み状況には差が生まれています。

このことを踏まえ、もとす広域連合第8期介護保険事業計画においては「保険者機能強化推進交付金評価指標（※2）」に基づき地域性を尊重しつつ、第9期介護保険事業計画期間における地域包括ケアシステムの完成を見据えたシステムの深化・推進の取り組みを行う必要があります。

また、現在もとす広域連合が指定を行っている居宅介護支援事業所と、地域密着型介護サービス事業所等については、指定権限者としての事業所に対する指導や支援の重要性が増していることから、適正な保険給付が行われているかの確認やサービス内容を把握するなどの取り組みを推し進めることで、介護保険サービスの向上や自立支援・重度化防止の視点によるケアマネジメントの実施による過不足のないサービス提供を図り、介護保険制度の適正運用につなげる必要があります。

※1…高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制。

※2…高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組が全国で実施されるようP D C Aサイクル（Plan：計画・Do：実行・Check：評価・Action：改善）による取組が制度化されたことにより、自治体への財政的インセンティブ（取組の成果等に応じて国から交付金が支給される）として市町のさまざまな取組の達成状況を評価するための客観的な指標。

今後の方向（あるべき姿）

団塊の世代が75歳に達する2025年を境に、要介護者や認知症、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が今後ますます増加していく地域、2040年までに高齢者を含めた住民の減少が進む地域など、地域ごとの特性が表れてくることが予想されています。このような状況の中で、誰もが住み慣れた地域で、尊厳を保持しつつその人らしい生涯を送ることができるよう第6期介護保険事業計画より2025年の完成に向けて継続して取り組んできた地域包括ケアシステムの完成のために、介護や医療など個別のサービスが利用できるばかりでなく、地域ぐるみで高齢者の生活を支える体制の充実が必要とされています。これには、元気な高齢者が自分の自立的な生活と社会的な役割を認識し、「生きがい」をもっていきいきと生活することができるように地域ごとの特色を活かした体制整備が必要です。

また、行政等においては、高齢者施策の問題を単に福祉部門の担当だけではなく、各部門間で横断的に協力する「まちづくり」の問題として考えていくことを求め、施策を図っていくこととします。

このことを踏まえ、もとす広域連合ではこの5年間の第5期広域計画の期間中においては、介護保険事業計画の策定を通じて、保険者として、今後とも住民への適正な介護サービスの提供が行われるよう、サービス及び事業推進に努めていくとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある方や要支援者が利用しやすい介護予防事業・介護予防サービスの利用に対するマネジメントを適切に行い、介護予防効果の向上に向けて、組織市町をはじめ、医療・福祉事業者相互の連携、介護利用者等の関係機関への情報提供に取り組むとともに、住民の介護保険制度に対する理解と協力を求めていくなどの施策について取組の深化を図ります。

また、今後、サービスを必要とする利用者のニーズ把握にも努め、地域における介護保険サービスの課題の解決に取り組み、その充実を図っていくこととします。

○第8期介護保険事業計画の骨子

1. 総論	計画の策定にあたって 1 計画策定趣旨 2 計画の位置付け 3 他計画との関係 4 計画期間（令和3年度～令和5年度） 5 計画の策定体制 6 日常生活圏域の設定 瑞穂穂積、瑞穂巣南、本巣北部、本巣南部、北方
2. 高齢者等を取り巻く現状	1 総人口・高齢者人口の推移と将来推計（令和5年度） 管内総人口 106,385人 高齢者人口 26,830人（高齢化率25.2%） 2 要介護（要支援）認定者と認定率の推移（令和5年度） 認定者 4,171人（認定率 15.5%） 3 認知症の状況 4 アンケート調査 （1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 （2）在宅介護実態調査
3. サービス提供の現状	1 介護サービス 2 地域支援事業その他の事業
4. 基本理念と基本計画	1 基本理念 「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして～地域共生社会の実現に向けて～」 2 施策体系 （1）基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進 （2）基本目標2 介護予防・健康づくりの推進 （3）基本目標3 認知症施策の推進 （4）基本目標4 介護保険制度の適正運用 （5）基本目標5 介護人材の確保と業務の効率化等 3 施策の展開
5. 介護保険料と介護サービス見込量	1 介護保険料の設定の手順 2 介護保険財政の仕組みと財源 3 介護保険事業の対象者数の推計 4 介護保険サービス見込量 5 標準給付費、地域支援事業費の見込み 6 介護保険料基準額の設定 7 所得段階別介護保険料の設定 第1号被保険者にかかる保険料の算出 10段階 標準6,020円/月

施策（対応）

- 組織市町の老人福祉に関する計画との調整を図りながら、介護保険事業計画に基づき、適正な介護サービス・介護予防サービスの提供が行われるよう事業の推進に努めます。
- 介護保険制度について住民の十分な理解を得るため、組織市町及び各市町地域包括支援セ

ンター等と連携し地域の各種会合に出向く広報活動の場を増やすなど様々な媒体・機会を通じて適切な情報提供に努めます。

- 介護認定、介護給付・介護予防給付、保険料賦課・徴収、地域支援事業など介護保険事務の全般において、業務の実態を点検・評価し、組織市町との連携を密にしながら利用者の立場に立った事務処理体制の充実を図ります。また、令和3年度以降に実施される介護保険制度の改正の趣旨を踏まえた適正な事務処理を行い、給付適正化事業のケアプラン点検や介護保険事業所への指導等の取組の強化のため、専門的な知識を持った職員の育成を行い、必要に応じて外部の専門職の活用を行います。
- 公平・公正で正確な介護認定を継続するため、研修等により訪問調査及び認定審査の質の向上を図ります。また、認定者数の増加も見込まれるため、介護認定審査にあたっては、適切で速やかな処理を行うよう努めます。
- より適切な介護プラン及び介護予防プランを提供するため、地域包括支援センターの協力を得て、主任介護支援専門員を対象とした定期的な研修等を開催し、その育成を行います。
また、主任介護支援専門員による地域の介護支援専門員を育成する体制の構築を図ります。
- 利用者の苦情に対してより適切に対応し、サービスの質の向上を目指すため、介護相談員や介護サービス等調査委員会の活動推進を図ります。また、引き続き事業所と介護相談員との交流に努めます。
- 地域支援事業の実施主体として、組織市町等関係機関の協力を得て包括的支援事業における地域包括支援センター業務の実施を委託するとともに、地域包括支援センター運営協議会の運営を行うことにより、国により示されている保険者機能強化推進交付金評価指標等による地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、管内での均衡と地域特性のバランスのとれた地域支援事業体制の整備を推進します。
- 地域支援事業においては、元気な高齢者の自主的な活動を介護予防や日常生活支援につなげることを視点として、多様なサービスの提供体制の確保と通いの場の充実を図ります。
また、組織市町がそれぞれで実施している保険事業と連携し、生活習慣病の予防に努めます。
- 介護サービス事業者あるいは介護予防サービス事業者をはじめ、関係機関・団体との意見交換を適宜行うことで、地域における介護保険事業等の実状の把握や課題の精査を行います。また、組織市町と協力して、利用しやすい介護サービス及び介護予防サービスの安定した提供体制の確保を行いサービスの充実を図ります。
- 医療及び介護関係者の連携の強化を行うことで高齢者の状態が変わっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療・介護連携コーディネーターの関わりも含めた研修会、講演会、会議等を必要に応じて実施し、地域の医療機関と介護サービス事業者などの関係者との連携体制の充実を図ります。
- 国が示す「認知症施策推進大綱」（令和元年6月）に沿って「共生」として認知症サポーター養成等による理解促進を行い、認知症の方や家族のニーズに合った支援が提供できる

体制づくりを行います。また、「予防」として、認知症カフェや通いの場への参加を促し、家族や認知症サポーターの見守り等により早期発見・早期対応に繋げることで認知症の進行予防にも取り組みます。

- 自然災害や感染症の蔓延など不測の事態への対応のため、組織市町と連携し、管内介護事業者への連絡体制の強化を図り、情報伝達を迅速におこなえる体制整備を行います。

2 老人福祉施設 大和園

大和園の歴史

- ・昭和29年 6月：『本巣村立養老院』として事業を開始（定員30人）
- ・昭和32年 4月：1棟増築（定員50人）
- ・昭和38年 8月：老人福祉法の制定を受け『本巣村立養護老人ホーム』に名称変更
- ・昭和39年 1月：『本巣町大和園』に改称
- ・昭和48年 4月：本巣老人福祉施設事務組合（一部事務組合）を設立。
本巣町より移管を受ける
- ・昭和48年 8月：鉄骨ブロック造 平屋建3棟建設（定員60人）
『本巣老人福祉施設事務組合養護老人ホーム大和園』と改称
- ・平成4年 3月：『本巣老人福祉施設事務組合大和園』に改称
- ・平成4年11月：特別養護老人ホーム（定員80人）、老人短期入所施設（定員20人）
老人デイサービスセンター及び在宅介護支援センターの事業を開始
- ・平成12年 3月：鉄筋コンクリート造2階建の養護老人ホーム新園舎の完成（定員60人）
緊急的預かりを可能とするため短期入所室を新設（定員5人）し、短期入所の受け入れを開始
- ・平成13年 4月：もとす広域連合が本巣老人福祉施設事務組合の事業を承継
『もとす広域連合老人福祉施設大和園』に改称
- ・平成17年 4月：鉄筋コンクリート造2階建のユニット型施設（通称：和ホーム）を建設
認知症対応型通所介護（定員20人）、ユニット型短期入所生活介護（定員16人）の事業を開始
- ・平成18年 6月：居宅介護支援事業所を設置、居宅介護支援事業を開始
- ・平成19年11月：認知症対応型通所介護定員数を24人に変更
- ・平成29年 7月：通所介護定員39人、認知症対応型通所介護定員20人に変更
- ・平成30年 4月：通所介護定員54人、認知症対応型通所介護定員24人に変更
- ・平成31年 3月：ユニット型短期入所生活介護（定員16人）事業廃止
- ・平成31年 4月：ユニット型特別養護老人ホーム（定員16人）事業開始

大和園中期計画の策定の経緯・実績

- ・平成16年 9月：大和園中期計画策定
- ・平成24年 4月：第2期大和園中期計画策定
- ・平成28年 3月：第3期大和園中期計画策定（平成28年度～平成32年度）
- ・令和3年 3月：第4期大和園中期計画策定（令和3年度～令和7年度）

(1) 養護老人ホーム

目的・使命等

養護老人ホームは、65歳以上の方（65歳未満で特に養護する必要があると認められる方を含む）で、生活環境や経済的な理由により、在宅において養護を受けることが困難な方について、市町村の措置決定により入居し、養護を受けていただくための施設です。

また、その入居された方が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加できるよう、必要な指導、訓練及びその他の援助を行います。

これまでの経緯・実績

- ・昭和29年 6月：『本巣村立養老院』木造セメント瓦葺平屋建2棟（466㎡）。定員30人
- ・昭和32年 4月：木造セメント瓦葺平屋建1棟（215㎡）の増築。定員50人に増員
- ・昭和38年 8月：養護老人ホームに名称変更
- ・昭和39年 1月：『本巣町大和園』に改称
- ・昭和48年 4月：本巣老人福祉施設事務組合設立
- ・昭和48年 8月：鉄骨ブロック造平屋建3棟（1,255.26㎡）を建設
『本巣老人福祉施設事務組合養護老人ホーム大和園』に改称
定員60人に増員
- ・平成4年 3月：『本巣老人福祉施設事務組合大和園』に改称
- ・平成12年 3月：鉄筋コンクリート造2階建の新園舎が完成（3,198.92㎡）（定員60人）
短期入所を可能とした部屋（5室、定員5人）を新設し、受け入れを開始
- ・平成13年 4月：『もとす広域連合老人福祉施設大和園』に改称
- ・平成18年 4月：改正介護保険法施行により、養護老人ホーム入所者の介護保険サービス利用が可能となる

現状（評価）と課題

養護老人ホームは、収入が無くて困窮している高齢者や、身寄りが無いといった生活環境上の困難を抱えている高齢者を支援する役割を担っており、入居者に対して日常生活上の支援や社会復帰の手助けを行っています。

養護老人ホームの市町別、年度別の入居者の状況は、次のとおりです。

○養護老人ホーム入居状況（年度末時点の人数）

定員 60人 （単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
瑞穂市	20	17	14	13	14
本巢市	12	10	9	9	8
北方町	14	11	10	10	9
その他	2	2	0	0	0
計	48	40	33	32	31

令和元年度末時点において、養護老人ホームの空室は29室で、在所率は51.7%となっています。空室が生じる要因は、生活保護など他制度の利用、高齢者本人の意向、施設のハード面や支援体制等様々ありますが、養護老人ホームの役割を明確にして、地域の施設として住民から認識され信頼される施設となる必要があります。また、令和元年度末時点で入居者の平均年齢は83歳となり、日常生活が困難で介護が必要な入居者が増えていることが課題となっています。

なお、平成11年度に施設が整備されてから20年が経ちます。施設性能の劣化状況により、施設改修等を検討する時期となっています。

今後の方向（あるべき姿）

養護老人ホームの本来の目的である「出来る限り地域社会へ戻り自立した生活を送ることができるよう支援すること」が重要であり、そのための施設内の環境整備や支援の充実、退所後の居住先等の確保や地域における支援の確保、他施設との連携が必要となります。

また、生活の困窮などにより行き場のない高齢者の受け入れも必要となり、地域における「自立支援」と「セーフティネット」としての機能と役割を混在化しながら存在することが必要であります。

施設の所在する地域において、社会的な支援を要する高齢者に対して必要な支援やボランティアの受け入れ、また、地域や住民に対する施設の開放などに積極的に取り組むことで地域の福祉の拠点となっていくことが期待されています。

近年、医療的ケア、DV、虐待、債務問題など様々な生活課題を抱える高齢者が増加していることから、これらの諸問題に対応できるよう専門的な知識の習得が必要です。

また、地域包括ケアシステムの中において、独り暮らし、身寄りがいない、困窮、低所得などの地域問題に関係機関と連携し取り組むことで、地域の施設として住民から認識され信頼される施設を目指します。

施策（対応）

□ 入居者の有する能力を見極め、作品制作活動や畑作業などの生きがい活動や、行事への参加

や買い物等の外出支援を行うことにより、自立した日常生活を送ることができるように支援します。

- 相談・苦情については、迅速かつ適切に対応ができる体制を確立し、入所者が安心した生活ができるように努めます。
- 施設内感染対策委員会を中心に、感染源となる要因の排除や感染経路の遮断による蔓延防止など、感染症等への対応策を検討するほか、入所者の抵抗力の向上をめざし、利用者の健康管理に努めます。
- 入居にあたっては、市町担当課や関係機関との十分な連携や連絡を取り、生活環境や身体状況等の情報を得て、適正な支援が行えるように努めます。
- 養護老人ホームが有用な社会資源として認識されるよう、地域包括支援センターや組織市町等が主催する事例検討会等に参加しPRします。
- 居宅介護支援事業所等の関係機関と情報を共有し、介護が必要な方が適切に介護サービスを受けられるようにします。
- 入居者の心のケア等の専門的支援をするために、有資格者等適材適所の人員配置を検討します。
- 生活困窮者等に対応するための専門的知識を習得するために、積極的な研修参加を促し、職員のスキルアップを図ります。
- 開かれた施設になるために、地域のボランティア活動への参加や地域からのボランティア活動等の受け入れ体制の充実に努め、積極的に地域との交流を図ります。
- 施設改修等については、平成30年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、適切な改修、修繕及び備品更新等を行います。

* * * * *

(2) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

目的・使命等

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、入居者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方（介護保険による要介護度3以上に認定された方、又は要介護度1・2の方でやむを得ない理由がある場合）の入居を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療育上の世話などの介護サービスを提供します。

これらの介護サービスについては、入居者の意思や人格を尊重し、常に入居者の立場に寄り添い提供します。

これまでの経緯・実績

- 平成 4 年 1 1 月：定員 8 0 人で事業開始
(老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを併設)
- 平成 9 年 1 2 月：介護保険法制定
- 平成 1 2 年 3 月：介護保険制度における介護老人福祉施設の指定を受ける
- 平成 1 2 年 4 月：介護保険法施行
- 平成 1 3 年 4 月：『もとす広域連合老人福祉施設大和園』に改称
- 平成 1 7 年 1 0 月：介護保険法の一部改正により施設サービスにおける居住費及び食費の自己負担化
- 平成 2 7 年 4 月：介護保険法の一部改正により特養入所要件の変更
- 平成 3 1 年 4 月：ユニット型特別養護老人ホーム（定員 1 6 人）事業開始

現状（評価）と課題

平成 2 7 年の制度改正により、入居の条件が原則として要介護度 3 以上となったため、重点的なケアが必要な中重度者及び認知症高齢者が増加しました。また、看取り介護の需要も高まってきています。

こうした中、大和園では、平成 3 1 年 4 月にユニット型特別養護老人ホームを開設し、4 人部屋の多床室、従来型個室、ユニット型個室（※）と様々なタイプの居室により、入居者個々のニーズに合わせた居室でのサービスの提供が可能になりました。

このユニット型特別養護老人ホーム事業を開始したことで、大和園の施設全体の入居定員の総数は、8 0 人から 9 6 人になりました。

一方で、もとす広域連合管内では、令和 2 年 6 月末現在、下表のとおり大和園を含めた 8 か所の介護老人福祉施設が設置されており、これらの入居定員の総数は 6 3 5 人となっています。

※ 従来型個室とは異なり、共有スペースであるリビングを取り囲むように居室が設置されており、介護職員の目が届きやすく、家庭的な雰囲気の中で生活することができる施設です。従来型個室と比べて利用者が少人数であり、手厚い介護が受けられるため、介護度が重い入居者や認知症の入居者に適しています。

○もとす広域連合管内介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

令和 2 年 6 月末現在

施設名	設置者	定員	設立時期	所在地
大和園	もとす広域連合	96人	H 4. 11	本巢市曾井中島1156-4
ほづみ園	社会福祉法人信和会	90人	H 9. 6	瑞穂市宝江576-1
さはら苑	社会福祉法人淡墨会	80人	H15. 9	本巢市佐原353-1
フレンドリーおりべ	社会福祉法人井ノ口会	100人	H17. 9	本巢市七五三735
サンビレッジ瑞穂	社会福祉法人新生会	72人	H23. 9	瑞穂市只越219
ほたるの里千手	社会福祉法人慶睦会	29人	H27. 3	本巢市曾井中島1698-1

ナーシングケア北方	社会福祉法人和光会	100人	H27. 6	本巢郡北方町柱本白坪2-3
根尾川ガーデン	社会福祉法人淡墨会	68人	H30. 9	本巢市佐原340-2
合計（8施設）		635人		

今後さらに75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴う介護サービスに対するニーズの多様化が予想されるため、柔軟に対応できる体制の構築が必要となります。

また、課題として、感染症蔓延防止対策が挙げられます。感染防止のためのマニュアルを作成し、居室出入口や各棟に扉を設置するなど、以前より蔓延防止に取り組んでいますが、近年の新型コロナウイルス感染症のような新しい感染症にも対応できるようさらなる対策が必要です。

今後の方向（あるべき姿）

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向かうにつれ、75歳以上の後期高齢者人口の割合が急速に増加し、介護サービスに対するニーズのさらなる多様化が予想されます。様々なニーズに対応できるよう職員の資質向上を図り、適切かつ上質のサービスを提供できる介護施設を目指します。

また、急速に高齢化が進む社会においては、介護施設は地域との連携が必要不可欠です。そのため、組織市町の福祉機関や教育機関等と連携を密にし、地域に根付いた介護施設を目指します。

なお、社会問題となっている身体拘束等の基本的人権に関しては、園内の委員会等を通して職員の意識改革に努め、入居者の処遇環境の改善を図ることで権利を擁護し、人権を守ることが重要です。

施策（対応）

- 適切かつ上質な施設サービスが提供できるよう、今後も研修等により職員一人一人の資質の向上を目指し、優秀な人材の育成に努めます。
- 機能訓練指導員、介護職員及び看護職員の協力体制を強化し、リハビリテーションを充実させる中で、現場職員一丸で入居者の加齢による心身機能の低下の予防に努めます。
- 入居者が尊厳を持った生活を営むことが出来るよう、身体拘束廃止推進委員会を開催し入居者の権利保護に努めます。
- 感染症対策委員会の開催を通じ、時節において発生する恐れのある感染症の予防や対策を行うとともに、早期対応策や健康管理に努め、職員への講習会を開催することにより意識向上を図り、発生時における初期対応が適切かつ敏速に行えるよう職員の資質向上に努めます。
- 組織市町の福祉機関や教育機関等との連携を密にし、ボランティアの受け入れについて柔軟な体制を図り、福祉の増進に努めます。
- 感染症対策については、消耗品、備品等の十分な確保を行い、また、施設整備についても必要に応じて検討し、感染症が発生した際には迅速な対応ができるように、感染症の種類別にマニュアルを作成します。

- 地域に根付いた施設を目指し、地域課題の実情を把握することや地域の方々と意見交換を通して情報共有をすることで地域とのネットワーク強化に取り組みます。
- 施設改修等については、平成30年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、適切な改修、修繕及び備品更新等を行います。

* * * * *

(3) 老人短期入所施設（ショートステイ）

目的・使命等

ショートステイでは、利用者が自身の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援すること、また家族が不在となる時やリフレッシュしたい時に、一時的に支援をすることを目的としています。

施設として、利用者の入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行い、利用者の身体機能の維持や家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう支援します。

これまでの経緯・実績

- ・平成 4年11月：特別養護老人ホームに併設し、定員20人にて事業を開始
- ・平成12年 4月：介護保険制度による短期入所生活介護事業所指定を受ける
- ・平成13年 4月：『もとす広域連合老人福祉施設大和園』に改称
- ・平成17年 4月：鉄筋コンクリート造2階建のユニット型施設を建設。
ユニット型短期入所生活介護施設を2階部（698.5㎡）に開設。（定員16人）で事業を開始
- ・平成17年10月：介護保険法の一部改正により、短期入所生活介護サービスにおける滞在費及び食費の自己負担化
- ・平成18年 4月：介護保険法の一部改正により、介護予防サービスの導入等
- ・平成31年 3月：ユニット型短期入所生活介護（定員16人）事業廃止

現状（評価）と課題

近年においては、高齢者の核家族世帯も増えてきている影響により、高齢者世帯や独居の高齢者が、将来の施設入居を目的に利用するケースも増えてきています。

また、介護サービス事業所において、個室を採用する事業所が増加している中、大和園は多床室を設置していることで、比較的安価に利用できることから利用者から選ばれています。

さらに、突発的及び一時的なショートステイの受け入れが4割程度を占めていることから、緊急時への柔軟な対応ができる施設として地域から評価されています。

今後さらに高齢化の進行に伴い認知症高齢者が増加していくことが推測される上、昨今ユニット型個室等のサービスが主流となっています。そのため、多床室や共有食堂等といった環境にある大和園において、個人に適した介護が行えるよう、利用者に合わせた生活環境を整える必要があります。

今後の方向（あるべき姿）

地域包括ケアシステムが推進される中、住み慣れた自宅での生活が継続できるよう、利用者の生活機能の維持に努め、個々に合わせた自立支援を目指します。また、家族等介護者の負担軽減や、病院を退院した後から在宅生活に戻るまでの利用、あるいは緊急時の利用等において、柔軟な対応ができるよう在宅生活に向けた様々な役割を果たしていきます。

施策（対応）

- 利用者の権利保護に努めるとともに、事故を未然に防ぐための職員教育により事故防止に努めます。
- 介護度が高い高齢者や認知症高齢者に対しては、専門性の高い介護が求められるため、研修等へ参加し、介護の質や処遇向上に努めます。
- ショートステイが快適な利用になるように、関係機関・家族から自宅での様子を情報収集し、利用者の生活環境を整え個人に適した介護に努めます。
- 介護放棄や虐待等による緊急避難先としての役割を担えるよう、行政、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等と密に情報を共有する等、ネットワークの強化を図ります。
- 施設改修等については、平成30年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、適切な改修、修繕及び備品更新等を行います。

* * * * *

（４）老人デイサービスセンター（通所介護）

目的・使命等

利用者の身体機能の維持、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を目的として、通所介護計画に基づき、身体介護や機能訓練のサービスを提供します。また、利用者に対しては、日常生活における相談や健康状態の確認等を行い、日々の支援を実践します。

これまでの経緯・実績

- ・平成 4 年 1 1 月：特別養護老人ホーム併設、定員 1 5 人 B 型として事業を開始（466.75 m²）
- ・平成 1 2 年 3 月：介護保険法による通所介護事業所の指定を受け、定員 3 0 人とする

- ・平成12年 4月：定員を35人変更
- ・平成13年 4月：『もとす広域連合老人福祉施設大和園』に改称
- ・平成17年 4月：鉄筋コンクリート造2階建の認知症高齢者向けユニット型施設を建設
認知症高齢者対応型通所介護施設を1階部（460.7㎡）に開設
定員20人（10人・2ユニット）で事業開始
- ・平成17年10月：介護保険法の一部改正により、通所介護サービス（デイサービス）における食費の自己負担化
- ・平成18年 4月：介護保険法の一部改正により、介護予防サービス、地域密着型サービス等の導入等
- ・平成19年11月：認知症対応型通所介護を定員24人（12人・2ユニット）に変更
- ・平成29年 7月：通所介護（定員39人）、認知症対応型通所介護（定員10人・2ユニット）に変更
- ・平成30年 4月：通所介護（定員54人）、認知症対応型通所介護（定員12人・2ユニット）に変更

現状（評価）と課題

大和園では、利用者本人だけでなく家族等の身体的・精神的負担等が軽減されるよう、デイサービスを年中無休で行っています。また、多様化したニーズに対応するため、サービス提供時間の延長や、夕食まで食べて帰宅できる夕食付サービスを希望される方に実施しています。

そのため、地域からの利用ニーズが高まり、平成30年4月にデイサービスの定員を59人から78人に変更しました。

大和園のデイサービスは、通所介護と認知症の方に特化した認知症対応型通所介護の2種類のデイサービスに分かれています。通所介護は定員54人、認知症対応型通所介護は定員24人で、それぞれの年度別1日あたりの平均利用者数は次のとおりとなります。

○通所介護 1日あたりの平均利用者数 (単位：人)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
27.0	30.1	31.5	34.0	36.1

○認知症対応型通所介護 1日あたりの平均利用者数 (単位：人)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
14.1	16.8	16.4	14.6	15.7

通所介護の利用者の受入れについては、利用者数の増加に伴い、送迎にかかる職員及び車輛を増やしました。これにより、介護サービス事業所が少ない中山間地域の方の受入れも可能となる

など、より多くの地域の方に利用していただけるようになりました。

機能訓練については、生活機能の維持を目的とする集団で行う訓練は提供できていますが、今後は生活機能の向上を目的とし、個別に行う訓練を提供できるようにすることが課題です。

認知症対応型通所介護は、認知症の利用者を対象にした専門的な介護を提供するサービスで、利用者が可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるよう、利用者にとって在宅に近い環境を整え、今まで経験されてきた料理、洗濯や畑作業などの日常生活を職員と一緒にしていただきます。また、他事業所の利用ができなかった利用者を受け入れるなど、介護が難しい認知症の方の地域の受け皿になっています。

一方で認知症対応型通所介護は、本人の認知機能の衰えによる利用拒否等の理由により、本来必要な介護サービスの量を十分に提供できない状態があり、課題となっています。

今後の方向（あるべき姿）

在宅に近い環境を整備したサービス提供を継続し、さらに機能維持を目的とした認知症予防に対するより専門的なサービス提供を目指します。また、介護サービス事業所の選択肢が少ない中山間地域において介護を必要とする高齢者へのアプローチを行うことで、高齢者が住み慣れた地域においていつまでも元気で過ごしていただけるように役割を果たしていきます。

施策（対応）

- 適切かつ上質のサービスが提供できるよう、今後とも、研修等による職員一人ひとりの資質の向上を図り、優秀な人材の育成に努めます。
- 利用者の権利保護に努めるとともに事故を未然に防ぐための職員教育に努め、事故防止に努めます。
- 増加傾向にある認知症高齢者へのサービスに積極的に取り組み、認知症予防事業に取り組んでいくことで、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていただけるように、役割を果たしていきます。
- 他施設では利用することができない重度の認知症高齢者についても、手厚い介護により安定した生活を送ることができるようケアを行うとともに、各関係者、機関との連携を図っていきます。
- 個別機能訓練及び認知症予防の専門的知識を習得するため、積極的な職員の研修参加に努めます。
- デイサービス全体として、利用者が必要とする介護サービスの質と量を提供できるような体制づくりを検討します。
- 施設改修等については、平成30年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、適切な改修、修繕及び備品更新等を行います。

(5) 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）

目的・使命等

在宅において、介護が必要となった高齢者や介護が必要と思われる高齢者及びその家族（以下「対象者等」という。）からの在宅介護等に関する総合的な相談を受けるとともに必要に応じて、組織市町の福祉担当部署や関係行政機関を始め、地域包括支援センターと連絡を密にし、対象者等にとって最適と思われるサービスの提案を行うことで、対象者等が在宅で安心して生活できるように支援を行い、対象者等の福祉の向上を図ります。

これまでの経緯・実績

- ・平成 4 年 1 1 月：特別養護老人ホームの開設に伴い、在宅介護支援センター業務を開始
- ・平成 1 1 年 4 月：基幹型在宅介護支援センターとして事業を開始（平成 1 3 年度から休止）
- ・平成 1 3 年 4 月：『もとす広域連合老人福祉施設大和園』に改称
- ・平成 1 7 年 1 0 月：介護保険法の一部改正により、居住費等施設給付の見直し等
- ・平成 1 8 年 4 月：介護保険法の一部改正により、地域包括支援センター、新予防給付、地域密着サービスの創設等
- ・平成 1 8 年 6 月：居宅介護支援事業所の設置及び事業を開始

現状（評価）と課題

広域的に設置された公の事業所として、高齢者の生活環境の状況把握に努め、各福祉相談機関へ情報提供する等の連携を図っています。また、地域住民の高齢者福祉の悩みや不安を解消することを目的とし、日々の介護に役立つ内容をテーマとした介護者交流会を開催しています。今後は、在宅介護支援センターが地域により認知されるよう、周知方法や実施形態についての検討が必要となります。

今後の方向（あるべき姿）

ひとり暮らしの高齢者等の孤独死、虐待又は介護放棄など援護を要する高齢者を早期発見し、適切なサービスに繋げるため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員等の福祉関係者、地域包括支援センター及び行政等との地域ネットワークの強化を図り、多様かつ複雑な環境下にある高齢者の支えになるよう対応します。

また認知症高齢者等への理解、虐待防止等に向けた活動を展開し、高齢者等がいつまでも住み慣れた自宅で暮らせる地域づくりに貢献します。

施策（対応）

- 日々の介護に役立つ内容をテーマとした、介護者交流会を計画的に開催し、介護者同士の交流を図り、虐待の防止、介護の技術及び知識の習得、認知症予防の啓発に繋がります。
- 地域包括支援センターや組織市町等が主催する研修会や事例検討会等に参加し、地域課題の実情を把握することや意見交換を通して情報共有をすることで地域とのネットワーク強化に取り組めます。
- 在宅介護支援センターが地域の方に認知されるよう、広報紙やホームページ等に掲載し情報を発信します。

* * * * *

（6）居宅介護支援事業所

目的・使命等

在宅における高齢者や家族に対し、介護サービスなど介護保険制度に関する相談への確に対応し、居宅介護支援計画の作成や在宅における介護支援の提供について、介護サービス事業者や他の居宅介護支援事業所等と連絡調整を図り、適切な支援にあたります。

なお、要支援者にかかる介護予防サービスについては、地域包括支援センターと連携を図っていきます。

これまでの経緯・実績

- ・平成18年 6月：居宅介護支援事業所を設置、事業を開始

現状（評価）と課題

介護を必要とする高齢者に対し、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、心身の状況や生活環境を加味して、本人や家族等の意向を踏まえケアプランを作成し、サービスを提供する事業所等との連絡・調整を通して、在宅で適切にサービスを利用できるよう努めています。

また、大和園における介護支援専門員の支援（ケアマネジメント）の質を高めるために事例研究を行い、様々な研修等に参加し、地域包括支援センターとの連携強化に取り組むことで支援困難ケースや多種多様なニーズに応えています。

介護支援専門員の人員を確保することで、次の表のとおりケアプラン作成件数についても安定して供給しています。

しかし、今後、さらに高齢化が進み、要介護者が増加し、地域の介護支援専門員が不足することで、適切な介護サービスを受けることができない“ケアマネ難民”の防止が課題となってきます。

○介護支援専門員1名 月あたりのケアプラン作成件数 (単位：件)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
23.0	31.0	31.0	28.2	33.0

*介護支援専門員1名あたりのケアプラン作成数は月35件までです。

今後の方向 (あるべき姿)

団塊世代が後期高齢者となる2025年において、75歳以上の高齢者の割合が急速に増加する影響により、要介護発生率、認知症高齢者、高齢者世帯及び一人暮らし高齢者の増加が見込まれます。こうした中、高齢者が尊厳を持って、できる限り住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、その人にふさわしい適切な介護サービス、保健・医療サービス等を総合的に提供することが、これまで以上に求められます。今後も公正・中立の立場を維持し、広域連合管内の介護支援専門員の育成において、積極的に福祉関係者と協力し地域のケアマネジメントの質を高めるための役割を担います。

また、緊急性及び困難性の高い方への対応が迅速にできる体制づくりを目指します。

施策 (対応)

- 地域包括支援センターをはじめ、地域の介護サービス事業者・福祉関係者・保健・医療関係者等との連携強化に努めます。
- 多種多様なケースに柔軟に対応できるよう、介護支援専門員の資質及びケアマネジメントの質の向上を目指し、積極的な研修参加に努めます。
- 地域の実情に応じて介護支援専門員の適正な人員配置を検討します。

3 療育医療施設

(1) 幼児療育センター

目的・使命等

もとす広域連合を組織する瑞穂市・本巢市・北方町に在住する小学校就学前の子どもに対し、特定相談・障害児相談支援事業所として、発達面での相談や家庭訪問を通して、発達の状態を適切に把握し、発達支援（療育指導）につなげるための障害児支援利用計画の作成等を行います。

また、児童発達支援事業所として子どもの日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与、集団生活における適応などの療育指導を行うとともに、その子の特性理解や対応方法について一緒に考えるなどの家族の支援も行います。

これまでの経緯・実績

- ・昭和51年 4月：“障がい児に治療の場を”という障がい児の親の願いに基づき、北方町民センターの一室で自主的な療育を開始
- ・昭和51年 7月：北方町立中保育園において『本巢郡心身障害児治療教室』を開設（利用児22人）
- ・昭和53年 4月：本巢福祉医療施設事務組合（一部事務組合）を設立し、『本巢郡言語治療教室』と改称、登録定員20人／月
- ・昭和53年10月：教室の新築（「本巢郡休日急患診療所」と併設）
- ・昭和56年10月：国庫補助対象事業（心身障害児通園事業）となり『本巢郡幼児療育センター』と改称
- ・昭和56年11月：登録定員を40人／月に変更
- ・平成9年 6月：利用希望者の増加に伴い、真正町政田地内の旧町立幼稚園舎に移転、登録定員を60人／月に変更
- ・平成13年 4月：もとす広域連合が本巢福祉医療施設事務組合の事業を承継し、『もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター』と改称。登録定員を90人／月に変更
- ・平成15年 4月：支援費制度が導入され、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく居宅生活支援事業者の指定を受け、療育を必要とする子どもに対し児童デイサービス事業を開始。1月登録定員から1日利用定員35人に変更。また、支援費制度の対象とならない子どもに対して、「いきいき児童デイサービス事業」（もとす広域連合単独事業）を制度化
- ・平成16年 4月：措置通園児に対する児童デイサービスの提供を可能とする「岐阜県地域

療育促進事業」（岐阜県単独補助事業）の開始

- ・平成17年 4月：1日利用定員を40人に変更
- ・平成17年11月：障害者自立支援法制定
- ・平成18年 4月：障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所の指定を受け、療育を必要とする子どもに対し児童デイサービス事業を開始
- ・平成22年 9月：本巣市政田500番地1に新築移転
- ・平成24年 4月：根拠法令が障害者自立支援法から児童福祉法に移行
児童福祉法に基づく児童発達支援事業所の指定を受ける
- ・平成25年 4月：児童福祉法に基づく障害児相談支援事業所の指定を受ける
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
特定相談支援事業所の指定を受ける
1日利用定員を90人に変更
- ・平成27年 4月：児童発達支援運営規程のサービス提供時間の一部変更を行う
- ・令和元年10月：年少児、年中児及び年長児を対象に、児童発達支援の利用者負担が無償化される

現状（評価）と課題

幼児療育センターは児童福祉法で定められた「児童発達支援事業所」として障害児通所支援を実施しています。この事業の対象者は、療育の観点からグループ指導及び個別指導が必要と認められる就学前の子どもです。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行っています。

また、障がい児やその家族の生活を支え、抱える問題の解決や適切なサービスを提供するためのサービス利用計画作成等を行う「特定相談支援事業所」と、障がい児の通所支援利用計画作成等を行う「障害児相談支援事業所」の指定を受け、相談支援事業を実施しています。

近年、組織市町の乳幼児健診や保育所・幼稚園での生活において、発達に課題があったり、集団適応が苦手な子どもの数の増加に伴い、就学後も支援を継続して受ける子どもも増加しています。

一方、もとす広域連合管内に民間の児童発達支援事業所が開設されており、子どもの特性に合わせて事業所を利用できる環境が徐々に整備されています。具体的には、医療的な対応や訓練が必要な重複障害児や肢体不自由児などは、作業療法士や言語聴覚士などの専門職が配置されている事業所を利用することができるなど、ニーズに合わせた事業所の選択ができるようになりました。

そのような状況のもとで、幼児療育センターにおいては、利用児の85%が発達障がい又はその疑いのある子どもです。利用児数は過去5年間の実績と同様、今後も年間300人前後で推移していくものと考えています。

また、幼児療育センターの相談件数は180件前後で推移していますが、要支援家庭（※）や、言語、文化、養育観の違いなどによるコミュニケーションを取りづらい外国人が保護者であるケース、通所手段がないケースなど、困難事例の相談が年々増え、相談内容も多様化複雑化しているため、組織市町や他機関との連携がさらに重要となっています。

※ 虐待予防の観点から、保護者の状況、子どもの状況、養育環境に何らかの問題を抱え、それを放置することで、養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭のこと。

○利用児数 (単位：人)

年 度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
瑞 穂 市	157	172	168	140	136
本 巢 市	65	77	93	90	104
北 方 町	45	49	63	60	60
合 計 契 約 者 数	267	298	324	290	300
延利用児数	9,085	9,458	10,368	9,481	9,153

(1日利用定員 90人)

※ 契約者数、延利用児数は、年度末の人数

※ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、2週間休止（令和2年3月9日～3月23日）

○相談件数 (単位：件)

年 度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
相 談 件 数	151	187	181	171	178
う ち 困 難 事 例	4	5	3	9	10

今後の方向（あるべき姿）

もとす広域連合管内における地域療育の専門事業所として、発達に課題がみられる子どもに対し、グループ指導及び個別指導を通して一人一人の特性に応じたきめ細かな指導に努め、社会生活に順応できるよう支援するとともに、引き続き保護者や家族への支援を行います。

個別指導では一人一人の興味関心や特性に合わせた発達支援を行い、グループ指導では様々なニーズや目的に合わせたグループを編成し、集団への適応や他の子どもへの関わり、ルールの理解等を学習できるよう支援します。

困難事例が増え、職員にはより優れた資質やスキルが求められます。子ども一人一人の様々な状態に対応できるよう、発達障害への深い理解と支援の質の向上を目指し、研修の充実などスキルアップが必要です。

また、幼児療育センターが果たす役割として、子どもへの発達支援のみならず、家族への支援や地域との連携の重要度が増しています。利用児とその家族の地域における生活を支えるた

め、組織市町の保健、福祉、教育等の関係機関と密に連携を図りながら、途切れのない支援が必要です。

施策（対応）

- 相談支援及び療育指導の充実を図ります。相談支援については、他の発達支援事業所の情報を把握し、保護者のニーズに合わせた利用計画を提案します。療育指導については、子どもの状態に合わせ、支援の目的を明確にしたうえでグループを編成することで、支援の資質の向上に努めます。
- 困難事例に対応し、より充実したサービスが提供できるよう職員の資質の向上や適正配置に努めます。
- 他事業所のサービスの状況も参考に、組織市町と協議しながら、通所手段がない利用者への対応を検討します。
- 職員の資質向上や専門性・指導力のより一層の向上を図るため、研修会や研究会へ積極的に参加するとともに、児童精神科医・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士などの専門職を招いた研修会を行いスキルアップに努めます。
- 保育所・幼稚園などへの訪問や小中学校特別支援教育部会、障害者自立支援協議会や特別支援教育連携協議会へ参加し、組織市町の保健、福祉、教育などの関係機関と連携を深め、発達に課題が見られる子どもや家族に対し、途切れのない支援に努めます。

* * * * *

（２）休日急患診療所

目的・使命等

医療法第30条の4の規定に基づく「医療供給体制の確保に関する基本方針」（平成19年厚生労働省告示第70号）に則し、地域の実情に応じて医療提供体制の確保を図るため、岐阜県保健医療計画が策定されています。

休日急患診療所においては、組織市町の休日等における初期救急医療機関（※1）として、救急医療を要する住民に対し、良質かつ適切な初期救急医療を提供し、もとす広域連合管内の医療に空白時間が生じないように努め、必要に応じて第二次救急医療機関（※2）への引継ぎを行います。

※1 初期救急医療機関では、比較的軽症の救急患者の外来診療を行います。

※2 第二次救急医療機関では、入院治療を必要とする重症の救急患者を受け入れます。

これまでの経緯・実績

- ・昭和53年 4月：本巢福祉医療施設事務組合（一部事務組合）を設立
- ・昭和53年10月：北方町に『本巢郡休日急患診療所』を開設（「本巢郡言語治療教室」と併設）
- ・昭和53年11月：本巢郡医師会及び本巢郡薬剤師会の協力を得て診療を開始
（診療日…祝日（1月1日除く）、日曜日（1月1日除く）、1月2日、1月3日）
（診療時間…午前9時～午後4時）
（診療科目…内科、小児科）
- ・昭和55年 8月：8月15日も診療日に追加
- ・平成13年 4月：もとす広域連合が本巢福祉医療施設事務組合の事業を承継し、『もとす広域連合療育医療施設休日急患診療所』となる

現状（評価）と課題

休日急患診療所の過去5年の患者数は、次の表のとおり診療日1日平均24人前後で推移していますが、インフルエンザの流行時は患者数が特に多く、平成30年1月には、1日の患者数が96人と過去最高を記録しました。

例年、年末年始やゴールデンウィーク、インフルエンザ流行時は患者数が多い傾向にありますので、必要に応じ、薬剤師、看護師及び受付事務職員を各2名配置して対応しています。

インフルエンザ等の感染症については、簡易な検査や診療、処方を行います。精密検査や新たな感染症等については、検査や診察ができないものもあるので、そのような情報を住民の方に対し周知する必要があります。

また、診療所職員の高齢化等により近い将来に退職者が見込まれるため、人材の確保が課題となります。

現在の診療日等

（診療日…日曜日、祝日（1月1日除く）、1月2日、1月3日、8月15日）
（診療時間…午前9時～正午 午後1時～午後4時）
（診療科目…内科、小児科）

○患者数

年 度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
診療日数(日)	69	69	70	69	74
患者総数(人)	1,556	1,564	1,728	1,673	1,406
1日平均患者数(人)	22.6	22.7	24.7	24.2	19.0

今後の方向（あるべき姿）

もとす広域連合管内において、できる限り医療の空白時間を生じさせないために、もとす医師会及びもとす薬剤師会の協力を得て、管内の初期救急医療体制の充実に努めます。

施策（対応）

- 休日急患診療所の存在や役割等について、もとす広域連合や組織市町の広報誌、ホームページ、新聞等様々な広報媒体を活用した広報活動により、多くの住民に利用していただけるように努めます。
- もとす医師会及びもとす薬剤師会等の協力を得て、医療事故防止に細心の注意を払いつつ良質な医療サービスの提供を行います。
- 施設や設備については、定期的な点検等を行い、適切な維持管理に努めます。
- 感染症対策については、感染症の種類により対応の可否が異なるので、もとす医師会、県及び市町等の指示や意見を踏まえ適切に対応します。
- 必要数のスタッフを確保するため、働きやすい職場環境の整備に努めます。

4 衛生施設（し尿処理施設）

目的・使命等

組織市町における浄化槽、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントに係る汚泥（以下「浄化槽汚泥等」という。）並びにし尿を衛生的に処理し、地域住民の快適な生活環境の保全に寄与します。

これまでの経緯・実績

- ・昭和36年 2月：本巢衛生施設利用組合（一部事務組合）を設立
- ・昭和37年 3月：し尿処理施設（処理能力15kl/日）を建設
- ・昭和47年 7月：し尿処理施設（処理能力40kl/日）を増設
- ・昭和58年 3月：し尿処理施設（処理能力70kl/日）西棟を建設
- ・昭和58年 7月：旧2施設（処理能力計55kl/日）を廃止
- ・平成2年 3月：し尿処理施設（処理能力70kl/日）東棟を建設
- ・平成13年 4月：もとす広域連合が本巢衛生施設利用組合の事業を承継し、『もとす広域連合衛生施設』となる
- ・平成24年 5月：構造物の長寿命化5ヶ年整備計画策定（平成25～29年度）
- ・平成26年 2月：西棟建屋修繕整備完了
- ・平成27年 3月：西棟生物処理水槽防食塗装修繕整備完了
- ・平成28年 1月：東棟建屋等修繕整備完了
- ・平成28年10月：西棟地下ポンプ室壁面修繕工事完了
- ・平成29年 2月：汚泥処理設備整備方針について汚泥焼却設備廃止が決定
- ・平成29年10月：東棟地下ポンプ室壁面修繕工事完了
- ・平成29年12月：もとす地域循環型社会形成推進地域計画策定（平成30年度～令和4年度）
- ・平成31年 3月：衛生施設基本設計及び衛生施設長寿命化総合計画策定
- ・令和元年 9月：災害用止水板設置工事完了
- ・令和2年 4月：もとす広域連合衛生施設整備基金設置
- ・令和2年 5月：もとす広域連合衛生施設基幹的設備改良工事請負契約締結

現状（評価）と課題

現在、衛生施設には昭和58年竣工の西棟（38年経過）と平成2年竣工の東棟（31年経過）の2つの処理施設があります。1日当たりの処理能力は合わせて140kl（西棟70kl、東棟70kl）です。これに対して令和元年度の年間処理量は62,893klです。1日当たりの処理量にすると171.8klとなり処理能力を超えていることとなります。

しかし、生し尿と浄化槽汚泥等の処理割合の設計値が西棟（生し尿50%・浄化槽汚泥等5

0%)、東棟(生し尿30%・浄化槽汚泥等70%)に対して、現在の処理状況は生し尿2.3%・浄化槽汚泥等97.7%であり汚泥負荷が低い浄化槽汚泥等が占める割合がほとんどです。このため処理能力を超えていても施設にかかる負荷が低いため処理が可能となっています。このような事から今後は、施設の処理能力について竣工時の設計値を現状に合わせて見直し修正する必要があります。

老朽化した施設の長寿命化対策については、平成30年度に策定した「公共施設等総合管理計画」及び「衛生施設長寿命化総合計画」に基づいて、令和18年度まで、施設の長寿命化を図ります。また、その後の施設更新時に必要となる整備資金に充てることを目的とした「もとす広域連合衛生施設整備基金」を設置しました。

近年頻発・激甚化する豪雨による洪水の浸水対策として、施設内の10箇所に止水板を設置し、地下ポンプ室等への浸水防止対策を実施しました。

老朽化した汚泥焼却設備については、「もとす地域循環型社会形成推進地域計画」に基づいて実施する基幹的設備改良工事によって廃止し、汚泥処理方法を従前の汚泥焼却処理から汚泥外部処理へ切り替えます。引き続き循環型社会の形成に寄与した汚泥処理方法の検討が必要となります。

また、施設の運転管理については、熟練した技術が求められるなか、技術職員が高齢化していくことから、若年層における技術職員の補充も視野に入れ、育成を図っていくことが必要となってきます。

過去5年間の処理量【実績】

(単位：kℓ)

年 度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
搬入量合計	60,153.30	60,481.90	63,582.20	60,530.85	62,893.31
生し尿	1,712.00	1,610.50	1,581.97	1,502.26	1,459.10
浄化槽汚泥	53,148.60	53,678.50	57,242.73	54,213.49	56,584.91
農業集落排水処理施設汚泥	5,192.70	5,192.90	4,737.50	4,795.10	4,829.30
コミュニティプラント汚泥	100.00	0	20.00	20.00	20.00
一日平均処理量	164.4	165.7	174.2	165.8	171.8

今後の方向(あるべき姿)

「もとす地域循環型社会形成推進地域計画」に基づき、循環型社会形成推進(※)に資する施設への改良と施設の長寿命化を図りながら、生活環境の保全、公衆衛生の向上を確保し、地域の安全・安心に寄与するため、適正な管理をしていきます。

また、今後の形態別処理量の傾向については、生し尿及び単独浄化槽汚泥は全ての市町が減少し、合併浄化槽汚泥は、瑞穂市、本巣市が増加し、北方町が減少していく傾向にあります。これは、汲み取り式や単独浄化槽から合併浄化槽や公共下水道への切り替え要因であると考えられます。

この処理量の動向については、今後も組織市町の下水道等の接続状況を確認しながら、し尿処理施設の必要性について確認をしていきます。

※ 廃棄物3R（発生の抑制、再利用、再生利用）の取り組み

今後5年間の処理量【見込み】

(単位：kℓ)

年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
搬入量合計	61,523	61,430	61,402	60,596	60,266
生し尿	1,128	1,031	944	855	774
浄化槽汚泥	55,443	55,471	55,526	54,819	54,577
農業集落排水処理施設汚泥	4,931	4,907	4,911	4,900	4,893
コミュニティ・プラント汚泥	21	21	21	22	22
一日平均処理量	168.6	168.3	167.8	166.0	165.1

施策（対応）

- 構造物については、「構造物の長寿命化5ヶ年整備計画」により平成29年度に整備が完了していますが、整備から10年を目途として、ひび割れ等の診断を実施し、施設の更新時期をより明確にしていきます。
- プラント設備の整備については、耐用年数が異なる機械、電気及び配管設備が順次耐用期間を超えるため、予算の平準化を図りながら、施設保全計画により整備を実施していきます。
- 老朽化した汚泥焼却設備については、大気汚染などの環境面や維持管理費などの財政面を鑑みて、東棟焼却設備を廃止、西棟焼却設備を休止します。
- 汚泥焼却設備廃止に伴う脱水汚泥の処理については、循環型社会形成推進を図るため、外部による汚泥再生処理を検討していきます。また、し渣（※）の処理については、西濃環境整備組合で焼却処分します。
- 施設の処理能力については、搬入性状が竣工当時とは異なり、汚濁負荷が低い浄化槽汚泥等の割合が多いことから、現状に合わせて見直しを行い、汚泥処理方法の変更と共に、一般廃棄物処理施設届出の変更を行います。
- 技術職員が高齢化していくため、新たな技術職員の育成について検討していきます。また、職場内研修を充実するとともに、各種研修や講習会などにも積極的に参加します。
- 施設の適正な維持管理体制を確立し、公害発生防止に万全を期します。また、職員の労働安全衛生、災害時における危機管理の徹底を図ります。
- 地域住民の信頼関係を保持するため、施設の維持管理には万全を期し環境整備に努めます。

※ し尿処理施設へ搬入される汚水の中に含まれたゴミ

5 分収林

目的・使命等

森林の土地所有者との間で契約を結び、森林を造成・育成し、伐採時に収益を一定の割合で分け合うことを目的としています。

これまでの経緯・実績

- ・昭和34年 4月：本巢郡町村造林組合（一部事務組合）を設立し、本巢郡本巢町大字神海字宮谷1246番2の山林の所有者（共有者7人）との間で模範林造成契約を締結、分収割合を本巢郡町村造林組合50%、地権者50%とする
- ・昭和34年12月：皇太子殿下ご成婚記念として模範林（分収林）の造成を開始
- ・昭和37年 3月：山林所有者の共有地の上に造林を目的とした地上権の設定登記を完了、地上権の存続期間は40年（昭和34年～）
- ・平成9年 3月：共有者のうち1人が持分売却により、共有者数が7人から6人となる
- ・平成12年 2月：地上権存続期間を40年から55年に変更し、期間満了日を平成26年4月末とする
- ・平成13年 4月：もとす広域連合が本巢郡町村造林組合の事業を承継
- ・平成14年度 : もとす郡森林組合にヒノキ（2.08ha）の枝打ち、間伐作業を委託
- ・平成26年 4月：地上権存続期間を55年から70年に変更し、期間満了日を令和11年4月末とする

初年度（昭和34年度）は、山林面積8.08haの内、2.00haにスギ、ヒノキ、アカマツを植え、その後は、次の表のとおり順次植樹し、補植・下刈り・施肥等の維持管理を行ってきました。

○樹種別・施業年度別植樹面積

（単位：ha）

年 度	スギ	ヒノキ	アカマツ	計	広葉樹
S34年度	1.50	0.17	0.33	2.00	
S35年度	0.60	0.33	0.07	1.00	
S36年度	0.57	0.33	0.10	1.00	
S37年度	0.65	0.10	0.17	0.92	
S38年度	0.25	0.05		0.30	
S39年度		0.20		0.20	
S43年度		0.90		0.90	
計	3.57	2.08	0.67	6.32	

現状（評価）と課題

近年、木材需要・木材価格が低落している中で、分収林の収益性の確保はかなり困難であります。また、将来的な計画伐採に備え、今後も森林機能保全に重点を置きながら、適正な維持管理に努める必要があります。

また、令和11年4月に山林所有者と分収林契約が終了することから、今後の分収林のあり方や将来の方向性について検討していく必要があります。

今後の方向（あるべき姿）

もとす広域連合は、地上権に基づいた分収林の公の造林者として、森林の持つ国土保全、環境保全などの公益的な機能の維持を図るといった観点に配慮し、地球環境の保全に努める必要があります。

一方で、将来的な計画伐採に備え、収益性も確保できるよう、間伐・保育等適切な維持管理をする必要があります。

これらを踏まえ、令和11年4月に終了する分収林契約の今後について検討し、当計画期間中に方向性を定める必要があります。

施策（対応）

- もとす郡森林組合など関係機関の協力を得ながら、地球環境の保全に貢献するため、適切な維持管理を行います。
- 今後の分収林のあり方や将来の方向性について、現在の分収林契約の内容も含め検討します。

6 障害支援区分認定審査判定業務等

目的・使命等

障がいの種類（身体、知的、精神）や年齢に関わりなく、全ての障がい者が共通の福祉サービスを受け、地域で自立した生活を送ることを目的とした障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成25年4月「障害者自立支援法（平成18年4月施行）」から法律名改正）が、施行されました。

もとす広域連合では、組織市町においてその福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料となる「障害支援区分」の認定審査判定業務の効率化・平準化を目的に「もとす広域連合障害支援区分認定審査会」を設置し、審査判定を中立・公正な立場で専門的な観点から行うことにより、支給決定プロセスの透明化・明確化を図ります。

これまでの経緯・実績

- ・平成17年11月：障害者自立支援法制定
- ・平成18年 4月：障害者自立支援制度スタート
- ・平成18年 6月：『障害程度区分認定審査会』を設置
審査判定業務を開始
- ・平成25年 4月：障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に法律名を変更

現状（評価）と課題

平成22年度から平成26年度までの5年平均は96.8件であった審査件数が、平成27年度から平成31年度までの5年平均は159.6件と、約1.6倍に増加しております。

今後、審査会の将来を見据えた効率的な運営を図るためにも、組織市町からの審査依頼の時期、件数及び組織体制などについて、引き続き関係機関と調整を図っていく必要があります。

○障害程度区分、支援区分認定に関する事務処理状況

市 町	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度	
	審査会 (回)	件数 (件)	審査会 (回)	件数 (件)	審査会 (回)	件数 (件)	審査会 (回)	件数 (件)	審査会 (回)	件数 (件)
瑞穂市	13	61	12	68	12	57	12	74	12	87
本巣市		78		46		70		66		48
北方町		35		22		24		37		25
計	13	174	12	136	12	151	12	177	12	160

今後の方向（あるべき姿）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の趣旨・目的を踏まえ、福祉サービスの支給決定プロセスの透明化・明確化のため、障害支援区分認定に係る調査及び審査判定業務の遂行にあたっては、中立・公正を常に念頭に置いて適切な事務処理をする必要があります。

施策（対応）

- 障害支援区分認定のため、障がい者の実情に通じ障害保健福祉の学識・実務経験を有する者を委員とした『障害支援区分認定審査会』を設置し、中立かつ公正な立場で専門的な観点から審査判定業務を行います。

7 その他の広域行政

目的・使命等

もとす広域連合が有する広域行政機構としての機能を生かし、組織市町との密接な連携を保ちながら、広域的な行政需要にも的確に対応することにより、地域の住民生活の利便性等の向上に貢献します。

これまでの経緯・実績

これまでに広域的な対応を行ってきたことに、粗大ごみの広域処理についての検討が挙げられます。

平成14年5月には、関係町村担当課長等で組織する「本巣郡粗大ごみ等広域処理検討プロジェクトチーム」（のちに「もとす粗大ごみ等広域処理検討プロジェクトチーム」と改称）を設置し検討を重ね、もとす広域連合管内・近隣の焼却処分施設の動向も見極めながら、粗大ごみの破碎や焼却処分などに関する処理案を検討してきましたが、検討後、広域処理ではなく、組織市町においてそれぞれ対応していくこととなりました。

現状（評価）と課題

もとす広域連合において広域的に実施することで、その効果及び効率の面において期待でき、もとす広域連合管内住民の生活の安定と向上に資することができる事務が、これまで述べてきたとおりいくつか実施されてきていますが、社会経済情勢の変化などにより、住民のライフスタイルなどは、急速に変化しており、さらに一層の行政サービスの高度化・多様化に迫られています。一方で、地方財政運営が厳しさを増す中、“地方分権”を推進する方策として、広域行政が果たす役割は、ますます増大しています。

また、一般的には、これからも地域特性・地域資源を活用し、組織市町が相互に補完しながら、広域的な地域づくりに取り組むことが必要であると考えます。もとす広域連合としても、地域の発展に資することができるよう、組織市町と協力しながら、様々な取り組みを行う必要があります。

今後の方向（あるべき姿）

もとす広域連合は、広域行政機構として、国及び県の施策の動向とともに組織市町の動向にも注視しつつ、組織市町との連絡調整を図り、広域的行政需要に的確に対応していく必要があります。

施策（対応）

□ 組織市町の総合計画などにおける広域的施策の検討及びその実施にあたり、組織市町の意

向・要請を踏まえながら、必要に応じて関与していきます。

- また、組織市町それぞれの地域特性・地域資源の広域的な活用による地域づくりについても、組織市町の意向等を尊重しながら、広域行政の推進の一環として支援していきます。

8 公平委員会

目的・使命等

公平委員会は、地方公務員法の規定により設置することとされる人事行政の専門機関であり、任命権者と職員との関係において中立的な立場で、主に次の3つの事務を取り扱います。

- ①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること
- ②職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する採決をすること
- ③職員の苦情を処理すること。

当公平委員会には、上記事務を公平かつ適正に取り扱いし、広域連合及び瑞穂市・本巢市・北方町の職員に対する任命権者の権限の行使をチェックする責務があります。

これまでの経緯・実績

- ・平成11年6月：もとす介護保険広域連合（もとす広域連合の前身）設立時に公平委員会を設置
- ・平成12年4月：関係町村は共同して公平委員会を設置し、以後、広域連合で公平委員会の事務を処理（それまでは、関係町村は公平委員会の事務を岐阜県人事委員会に委託）

現状（評価）と課題

これまで、もとす広域連合公平委員会では、職員からの措置要求や不服申立ての具体的な案件を処理した実績はありませんでした。

しかし、近年、働き方改革の推進、女性活躍推進、ハラスメント対策、障がい者雇用の促進など、労働に関する各種の法改正がなされ、職場において適切な対応が求められるようになってきております。

さらに、令和2年4月に会計年度任用職員制度（※）が導入されたことに伴い、公平委員会の取扱い対象となる職員数が大幅に増加しました。こうした情勢により、今後案件が発生する可能性があるため、いつ案件が発生しても対処できるよう体制を整えていく必要があります。

※非正規職員の任用方法については、「臨時職員」、「日日雇用職員」、「嘱託員」など自治体ごとに様々でしたが、地方自治法及び地方公務員法の改正により、地方公務員法が適用される一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」制度が導入され、令和2年4月1日以降これに統一されました。

今後の方向（あるべき姿）

公平委員会に課された責務を適切に果たすためには、引き続き人事行政に係る情報の収集に努めるとともに、委員及び事務職員が自己研鑽に努め、公平かつ適正な事務処理を行うことが

できる体制を維持する必要があります。

施策（対応）

- 県や組織市町等と連携し、法令や労働に関する情報等の収集に努めます。
- 公平かつ適正に事務処理できるよう研修に参加するなどし、日頃より委員及び事務職員それぞれ自己研鑽に努めます。

<資料>

もとす広域連合組織体制

R 2 . 4 . 1 現在

議会 (15人)
議長 副議長 議会運営委員会 総務介護常任委員会 老人福祉常任委員会 療育医療衛生常任委員会

広域連合長：本巢市長

副広域連合長

老人福祉施設担任 瑞穂市長	療育医療施設担任 衛生施設担任 北方町長
------------------	----------------------------

広域連合監査委員 (2人)

広域連合選挙管理委員会 (4人)

広域連合公平委員会 (3人)

広域連合会計管理者
会計係 (1人)

事務局長

総務課長		介護保険課長		老人福祉施設大和園長										療育医療施設長			衛生施設長			
		総括課長補佐															総括施設長補佐			
課長補佐				園長補佐 (6人)										施設長補佐			施設長補佐			
企	財	保	認	経	総	給	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生
画	政	険	定	営	合	食	活	活	活	活	活	活	活	活	活	活	活	活	活	活
係	係	係	係	管	相	係	支	介	介	介	介	介	介	介	介	介	介	介	介	介
1人	2人	7人	3人	理	談	係	援	1	2	3	4	7	4	総	相	発	総	業		
				係	サ		係	係	係	係	係	係	係	務	談	達	務	務		
					ー									係	支	支	係	係		
					ビ										援	援				
					ス										係	係				
					係															

※一般職の常勤職員については、もとす広域連合定数条例第3条第3項の職員を含む。

情報公開審査会 (5人)	介護認定審査会 (29人)	入所検討委員会 (12人)	休日急患診療所運営審議会 (8人)
個人情報保護審査会 (5人)	介護サービス等調査委員会 (5人)	老人ホーム入所調整委員会 (6人)	
公務災害補償等認定委員会 (5人)	介護相談員 (10人)	大和園運営審議会 (10人)	
公務災害補償等審査会 (3人)	地域包括支援センター運営協議会 (16人)		
退職手当審査会 (5人)	地域密着型サービス運営委員会 (16人)		
行政不服審査会 (3人)	障害支援区分認定審査会 (13人)		

もとす広域連合広域計画【第5期】

令和3年2月

もとす広域連合

〒501-0466 岐阜県本巣市下真桑 1000 番地（本巣市役所真正分庁舎内）

TEL 058-320-2266（代表）

FAX 058-320-2265

<https://www.motosu-union.gifu.jp/>
